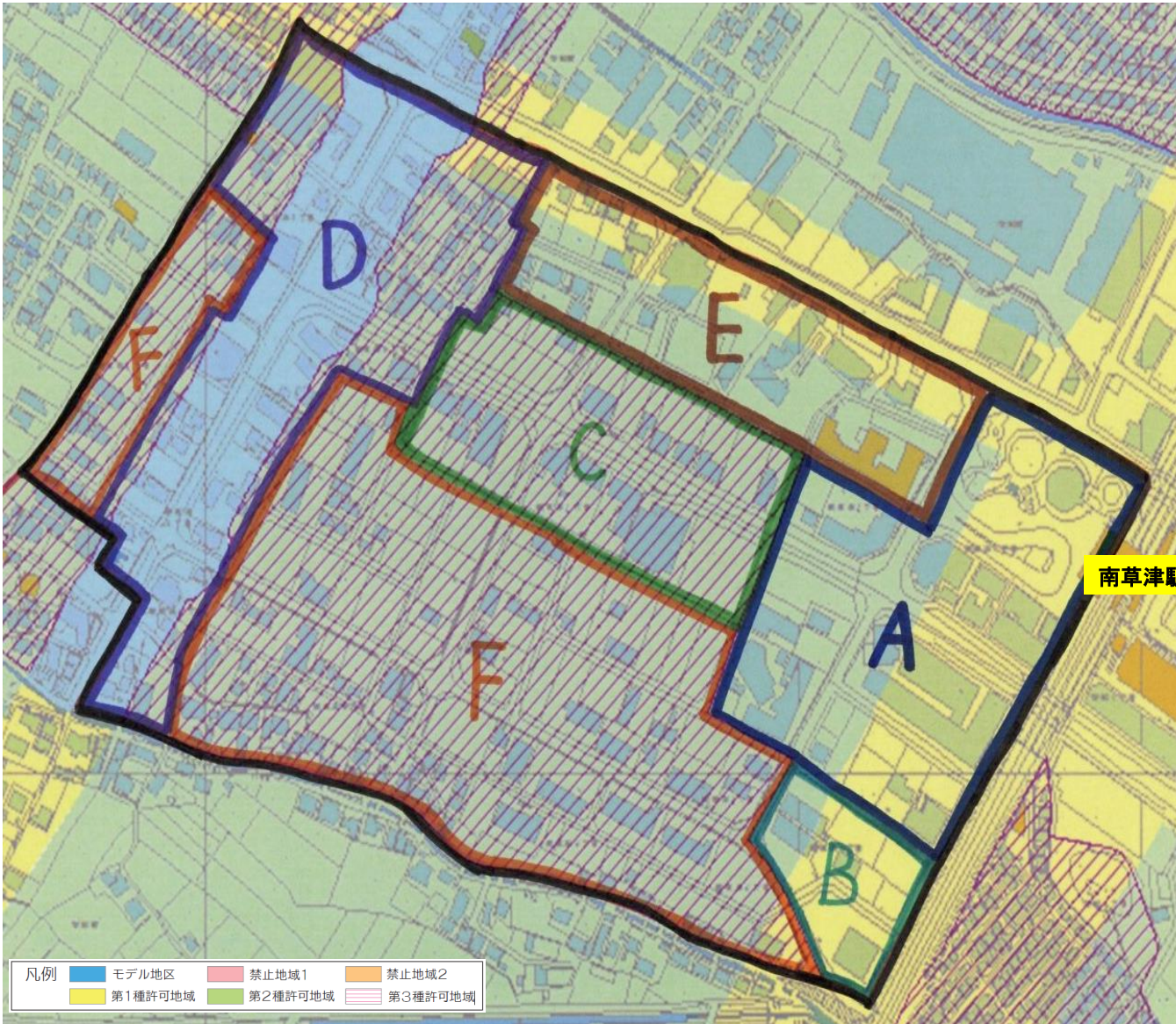


野路西部地区地区計画区域



○屋外広告物条例 基準

⇒**自家用のみ掲出可(電柱広告を除く)**

屋外広告物条例に基づく各規制区域の基準を適用
左図および下の凡例を参照。

凡例	モデル地区	禁止地域1	禁止地域2
	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域

○地区計画 基準

【A地区・B地区・C地区・D地区・E地区】

屋外広告物は次の各号を全て満たすもの以外は表示、設置してはならない。また設置にあたっては、周囲の景観に調和するよう色彩、表示面積、設置位置等について配慮するものとする。

- (1) **自己用広告物のみ**とし、自己敷地内に設置し、**個数は最小限**にとどめるものとする。
- (2) **地色は低彩度色**とし、**ネオンサイン等電飾広告**を用いる際は近隣の環境に配慮し、**点滅速度を抑える**ものとする。また、**蛍光色は使用してはならない**。

【F地区】

屋外広告物は次の各号を全て満たすもの以外は表示、設置してはならない。また設置にあたっては、周囲の景観に調和するよう色彩、表示面積、設置位置等について配慮するものとする。

- (1) **自己用広告物のみ**とし、自己敷地内に設置し、**個数は最小限**にとどめるものとする。
- (2) **地色は低彩度色**とし、**ネオンサイン、点滅照明、回点灯等の電飾広告および蛍光色を用いたものは使用してはならない**。